

## 川崎市公告第969号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和7年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 土地境界確定資料等電子化業務委託
- (2) 履行場所 建設緑政局道路河川管理部管理課ほか
- (3) 履行期限 令和8年3月31日限り
- (4) 業務概要 特記仕様書による

### 2 競争入札参加資格

入札に希望する者は、次の条件を満たしてなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」で登録されている者。
- (4) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。

### 3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

#### (1) 配付・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地本庁舎16階

建設緑政局道路河川管理部管理課

電 話：044-200-2811

FAX：044-200-3979

E-Mail：53kanri@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

#### (2) 配付・提出期間

令和7年5月29日（木）から令和7年6月4日（水）

午前8時30分～午後5時まで

（ただし、正午～午後1時を除く）

#### (3) 提出書類

入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち、参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和7年6月9日(月)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスに登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様書に関する問い合わせ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。なお、仕様書以外の質問は受け付けません。また、この入札参加者以外の質問には回答いたしません。

E-Mail : 53kanri@city.kawasaki.jp

FAX : 044-200-3979

(2) 質問受付期間

令和7年6月9日(月)午前8時30分から令和7年6月12日(木)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和7年6月17日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。また、回答後の再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和7年6月25日(水)午前10時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎3階 305会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要 (10%)

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。